

群馬県森林整備地域活動支援対策交付金交付要綱

制定 平成 14 年 7 月 17 日 林第 420-3 号
最終改正 令和 8 年 8 月 20 日 林第 30615-1 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、国の補助金関係法令等（以下「法令等」という。）に基づき地域活動の着実な推進を図るため市町村及び市町村と締結する協定に基づき地域活動を行う者（以下「交付対象者」という。）が行う森林整備地域活動支援対策交付金事業（以下「交付金事業」という。）並びに森林整備地域活動支援対策交付金推進事務（以下「推進事務」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村に対し交付金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年規則第 68 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 前条に規定する法令等とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- (3) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）
- (4) 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年 3 月 30 日林政政第893号）
- (5) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899号）（以下「実施要領」という。）

(対象経費等)

第 3 条 交付金事業のメニュー、事業内容、交付金交付の対象として知事が認める経費（以下「交付対象経費」という。）及びこれに対する交付金の額等は、別表 1 に定めるところによる。

なお、交付金事業の交付対象経費には、市町村長と交付対象者が実施要領に定める協定の協定締結日以降に発生した経費を含めることができる。

- 2 推進事務のメニュー、事業内容、交付対象経費及びこれに対する交付金の額等は別表 3 に定めるもののほか、実施要領の定めるところによる。
- 3 交付金事業と推進事務の交付金の額は、相互に流用してはならない。

(交付金の交付等)

第4条 本交付金は、市町村又は交付対象者が地域活動を行う森林の所在する市町村に交付するものとする。この場合、市町村は、自らが直接事業実施主体となって交付金事業を行う場合を除き、本交付金を財源として、交付対象者に交付金を交付するものとする。

- 2 本交付金の交付対象者（県又は市町村が事業実施主体であるものを除く。）については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）」（令和3年2月26日付け2林政経第458号 林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）」（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請に当たり、実施区域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- 3 交付対象者は、実施要領別記様式第1号－1の「「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）」又は実施要領別記様式第1号－2の「「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請及び事業完了の報告に当たり、管轄する所長へ提出するものとする。

(実施計画書)

第5条 交付金事業を実施しようとする市町村長は、森林整備地域活動支援対策交付金事業概要書（別記様式第1号）を作成し、原則として事業実施年度の9月30日までに所長に提出するものとする。

- 2 推進事務を実施しようとする市町村長は、実施要領に準じて森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実施計画書（実施要領別紙様式第5）を作成し、原則として事業実施年度の9月30日までに所管する所長に提出するものとする。
- 3 所長は、第1項及び前項の規定により提出された事業概要書等を取りまとめ、環境森林部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。
- 4 部長は、提出された事業概要書等が適当と認められたときは、これを承認し、所長に交付金の内定を通知するものとする。

(交付金の交付内示)

第6条 所長は前条第4項の規定による内定の通知があったときは、市町村長に対し、交付金の交付内示（別記様式第2号）をするものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定による交付金の交付内示を受けた市町村長は、所長が定める日までに、所長に交付金交付申請書（別記様式第3号）を提出するものとする。

(交付金の交付決定)

第8条 所長は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、本交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付決定（別記様式第4号）をするものとする。

(交付対象者への交付決定)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた市町村長は、事業実施主体が市町村を除く交付対象者である場合は、交付対象者に対し、交付金の交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第11条 市町村長は、事業計画の内容、経費の配分その他申請に係る事業の変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（別記様式第5号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の変更は、別表1の重要な変更該当する事項とする。

(事業内容の変更等)

第12条 所長は、前条第1項の規定により変更承認申請書が提出され、当該申請に係る書類を審査し、計画変更の必要を認めるときは、交付金の変更交付決定（別記様式第6号）をするものとする。

この場合において、所長はあらかじめ部長に協議し（別記様式第7号）、承認を得るものとする。

(実施状況の報告)

第13条 交付対象者は、別表1の事業内容欄に掲げる地域活動等（以下「対象行為」という。）の実施後、次の（1）から（4）により、速やかに報告書を作成し、市町村長へ提出するものとする。

- (1) 森林経営計画作成促進の交付対象者は、対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「実施要領別紙様式第6」により市町村長へ報告するものとする。
- (2) 森林境界の明確化の交付対象者は、対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「実施要領別紙様式第8」により市町村長へ報告するものとする。なお、測量成果（電子データ等による測量成果を含む。）も添付するものとする。
- (3) 森林所有者の探索の交付対象者は、対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「実施要領別紙様式第9」により市町村長へ報告するものとする。
- (4) 森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備の交付対象者は、対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「実施要領別紙様式第10」により市町村長へ報告するものとする。

（実施結果の確認）

第14条 市町村長は、交付対象者による交付金事業の実施結果を、「実施要領別記1」に基づき確認するものとする。

- 2 確認事務、確認体制等については、実施要領に準じるものとする。
- 3 確認は、原則として、報告書が提出された年度内に行うものとする。

（実績報告書）

第15条 市町村長は、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は交付金の交付の決定のあった年度の3月20日のいずれか早い期日までに実績報告書を所長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による実績報告書の様式は、「実施要領別紙様式第11」の森林整備地域活動支援対策交付金実績報告書を準用するものとする。
- 3 実績報告書には、前条の規定により交付対象者より提出された報告書及び口座情報報告書（別添様式1）を添付すること。

（交付金の確定）

第16条 所長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、速やかに確認を行い（別記様式第8号）、その事業実績を適正と認めたときは、交付金の確定をするものとする（別記様式第9号）。

- 2 市町村長は、第17条の規定により概算払を受けている場合で、既に確定額を超えて交付金の交付を受けているときは、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。
- 3 所長は、交付金の額を確定したときは、事業完了報告書（別記様式第10号）を事業実施年度の翌年度の4月30日までに部長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第 17 条 所長は、前条第 1 項の規定により交付金の確定をしたときは、速やかに確定した額を交付するものとする。ただし、交付金の額の確定前においても相当の理由があるときは、所長は、市町村長に対し、概算払をすることができる。

- 2 概算払を受けようとする市町村長は、概算払請求書（別記様式第 11 号）を所長に提出しなければならない。
- 3 概算払請求書には口座情報報告書（別添様式 1）を添付すること。

(森林経営計画の策定又は間伐の実施状況の報告)

第 18 条 森林経営計画作成促進のメニューを実施した交付対象者は、森林経営計画策定又は間伐の実施状況に関する報告書を、当該行為の実施後、速やかに「実施要領別紙様式第 7」により市町村長へ提出するものとする。

この場合において、交付対象者は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては実施結果を確認できる書類の写しを添えるものとする。ただし、当該市町村長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とする。

なお、森林経営計画策定又は間伐の実施結果が、「対象行為の実施状況報告書」の内容と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。

- 2 前項の規定による報告書の提出は、事業実施の翌年度末及び森林経営計画策定後は、計画期間の最終日が属する年度までの各年度の末日を提出期限とする。
- 3 市町村長は、第 1 項の規定により提出された報告書等に記載された事項について、林地台帳に反映するとともに、報告書を所長に提出するものとする。

(調査)

第 19 条 所長は、必要があるときは、市町村長又は交付対象者等に対して報告をさせ、又は職員をして必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の報告の徴取又は調査に対して市町村長又は交付対象者等は協力しなければならない。

(関係書類の整備)

第 20 条 市町村長及び交付対象者は、事業の執行状況及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該事業完了後 5 年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 21 条 所長は、規則第 13 条に規定するもののほか、交付対象者が次の各号に該当するときは、本交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 不正な手段によって交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 交付事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると所長が認めたとき。

2 市町村長は、交付金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る交付金を所長の定める期限内に返還しなければならない。

(実施要領の規定に基づく交付金の返還)

第 22 条 市町村長は、実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の⑥の規定により交付金を返還させたときは、速やかに所長に報告し (別記様式第 12 号)、知事が交付した交付金を返還するものとする。

2 所長は、前項の規定により報告を受けたときは、市町村長に対し交付金の返還を依頼するものとする (別記様式第 13 号)。

(交付対象者に交付金を交付する際付すべき条件)

第 23 条 市町村長は、交付対象者に交付金を交付するときは、誓約書 (別記様式第 14 号) の提出を確認した上で、次の条件を付さなければならない。

- (1) 法令等及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省第 15 号。以下「大蔵省令」という。) に定められている耐用年数に相当する期間 (ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく) においては、市町村長の承認を受けないで、交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容 (金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項) が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により市町村長に

よる交付金の交付の決定をもって市町村長の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号の規定による市町村長の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市町村長に納付させることがあること。

(4) 交付金により財産を取得した交付対象者は、森林関係法令への違反等その行為様態や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

(5) 交付対象者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(6) 交付対象者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第 15 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(暴力団の排除)

第 24 条 交付対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

2 交付対象者は、市町村長へ誓約書（別記様式第 16 号）を提出するものとする。

なお、国又は地方公共団体の許可または認可を受けて設立された法人については、提出を不要とする。

- 3 市町村長は、交付対象者が第1項各号に該当する者であることを知ったときは、交付金の交付を取り消すものとする。
- 4 交付対象者は、下請契約等の相手方が、第1項各号に該当する者であることを知ったときは、当該下請契約を解除するものとする。
- 5 市町村は、交付対象者が暴力団員等から不当な要求行為を受け取ったことを知ったときは、所長に報告するとともに、警察に通報するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年度事業予算分の事業から適用する。

この要綱は、平成15年度事業から適用する。

この要綱は、平成16年度事業から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成21年度事業から適用する。

この要綱は、平成21年10月19日から適用する。

この要綱は、平成22年度事業から適用する。

この要綱は、平成23年度事業から適用する。

この要綱は、平成24年度事業から適用する。

この要綱は、平成25年度事業から適用する。

この要綱は、平成26年度事業から適用する。

この要綱は、平成27年4月9日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年度事業から適用する。

この要綱は、平成30年度事業から適用する。

この要綱は、平成31年度事業から適用する。

この要綱は、令和3年度事業から適用する。

この要綱は、令和5年度事業から適用する。

なお、群馬県森林整備地域活動支援対策交付金事務取扱要領については廃止する。

この要綱は、令和8年度事業から適用する。

別表 1

森林整備地域活動支援対策交付金事業

メニュー	事業内容	細メニュー 区分	事業実施主体	交付対象経費等		対象森林	備考	重要な変更
				交付対象経費	交付金の額			
(1) 森林経営計画作成促進	市町村長との協定に基づき行われる次の①から③までの地域活動 ① 情報の収集 森林簿、森林計画図、登記簿、林地台帳その他の書類による、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定などの森林経営計画作成に必要な情報の収集 ② 森林調査 施業予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査 ③ 合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む。） 森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、森林経営計画案・施業提案書等説明資料の作成、長期経営委託契約の締結その他森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動	1)経営委託 2)共同計画等 3)間伐促進	地域活動の着実な推進を図るため市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町村	交付金の対象となる森林（以下「対象森林」という。）において対象行為を行う場合に必要となる経費のうち実施要領別紙1に記載された経費（人件費、技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費）	別表2の1「森林経営計画作成促進」の規定に基づき算出された額	森林法第11条第5項の規定により認定された森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の対象とされていない森林、森林経営計画の計画期間が終了した森林、当該年度に計画期間の最終日が属する年度又はその前年度である森林（以下「計画期間の終了が見込まれる森林」という。）及び森林経営計画の対象とされている森林であって当該計画の計画期間内に間伐を実施しようとする森林であって、他の事業により森林の現況調査が既に実施されていない森林。	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について書面等により森林所有者等の同意を得るものとする。	以下のいずれかに該当する場合 (7)メニューごとの交付金の額の増 (4)メニューごとの交付金の額の2割以上の減
(2) 森林境界の明確化	市町村長との協定に基づき行われる次の①及び②の地域活動及び当該地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報（電子データを含む）提供等 ① 情報の収集 森林簿、森林計画図、登記簿、林地台帳、リモートセンシング（以下「リモセン」という。）データその他の書類による、森林所有者、境界の状況などの境界の測量に必要な情報の収集 ② 境界の調査 境界が不明瞭な森林で行う境界の測量 ア 森林境界の確定 （ア）森林境界の測量 a 現地測量（性能の高い機器を活用した基準点と結合する測量を含む） b リモセンデータ等を活用した測量 （イ）合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む）	1)地上法（簡易な測量）による森林境界の明確化 2)地上法（性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合させる測量）による森林境界の明確化 3)航測法（リモセンデータを活用した境界の測量）による森林境界	地域活動の着実な推進を図るため市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町村		別表2の2「森林境界の明確化」の規定に基づき算出された額	森林法第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林であって、境界が不明瞭な森林。	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について書面等により森林所有者等の同意を得るものとする。	

	(ア)の測量成果を用いた、森林所有者その他関係者への説明会の開催、個別訪問など境界の合意形成活動 イ 森林境界案の作成 リモセンデータ等を活用した境界推測図の作成及び地元精通者への確認	の明確化 4) 森林境界案の作成を行った森林					
(3) 森林所有者の探索	市町村長との協定に基づき行われる、所有者不明森林の所有者探索・確認の地域活動 所有者が不明な森林について、戸籍、住民票、課税情報等の公的書類を活用して所有者を探索・確認する活動	森林所有者の探索	地域活動の着実な推進を図るため市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町村		別表2の3「森林所有者の探索」の規定に基づき算出された額	林地台帳、森林簿、登記簿を用いて所有者の確認を行った結果、所有者が確認できなかった森林。	
(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市町村長との協定に基づき行われている作業路網の改良の地域活動 対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法による改良など既存路網の簡易な改良活動	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進、森林境界の明確化に対する支援の協定に基づき地域活動を行う者及び市町村		別表2の4「森林経営計画の作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の規定に基づき算出された額	市町村長と「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定を締結した森林。ただし、「森林境界の明確化」において、航測法（リモセンデータを活用した森林の測量）による森林境界の測量を行った森林及び森林境界案の作成を行った森林は原則として対象外とする。	

※1 対象森林のうち、次の（ア）から（オ）に掲げる森林は対象森林から除外する。

（ア）国、都道府県又は市町村が所有する森林

（イ）国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

（ウ）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

（エ）国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

（オ）森林の境界明確化においては、分収林特別措置法第10条第1項第2号に規定する森林整備法人が、同法2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

別表 2

1 「森林経営計画作成促進」

(1) 交付額

交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、交付金の積算基礎となる森林（以下「積算基礎森林」という。）の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。

(2) 積算基礎森林

積算基礎森林の面積は、別表 1 の対象森林のうち、次の①又は②に該当する森林（取組実施年度の前年度から起算して過去 5 年度間において、別表 1 及び林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年 3 月30日付け30 林政経第349 号林野庁長官通知）の別表 1 の I の 2 の 1 の（2）の①に定める「森林経営計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く（ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは間伐を実施しようとする森林又は「森林経営計画作成促進」において次の②に該当する森林に対して交付を受けていた者と異なる者が交付を受ける場合にあってはこの限りではない。）。）の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村森林所有者を対象とした説明会の開催や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。

① 地域活動の実施により森林経営計画を策定すること等について書面により森林所有者等の合意が得られた森林

② ①以外の森林であって、現況調査等を行い、その成果を市町村に提供した森林

(3) 交付単価

交付単価は、次の（ア）及び（イ）の類別ごとに定める額を上限とする。

（ア）森林経営計画作成促進の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積 1 ヘクタール当たり）

地域活動の種別	① 国の 1 ヘクタール当たりの 交付単価	② 県の 1 ヘクタール当たりの 交付単価	③ 市町村の 1 ヘクタール当たり の交付単価
経営委託	28,000円	14,000円	14,000円
共同計画等	6,000円	3,000円	3,000円
間伐促進	22,000円	11,000円	11,000円

（イ）不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に（ア）に加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積 1 ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	① 国の 1 ヘクタール当たりの 交付単価	② 県の 1 ヘクタール当たりの 交付単価	③ 市町村の 1 ヘクタール当たり の交付単価
合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林	8,000円	4,000円	4,000円

(4) 交付単価の適用

- ① 経営委託の交付単価を適用する森林とは、森林経営計画の対象とされていない森林又は森林経営計画の計画期間が終了した森林若しくは計画期間の終了が見込まれる森林であり、かつ森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林で、当該計画期間内に間伐を実施するもの（ただし、計画期間内の間伐実施について書面により合意が得られているものに限る。）をいう。
- ② 共同計画等の交付単価を適用する森林とは、森林経営計画の対象とされていない森林又は森林経営計画の計画期間が終了した森林若しくは計画期間の終了が見込まれる森林（経営委託の交付金の交付を受けた森林を除く。）をいう。
- ③ 間伐促進の交付単価を適用する森林とは、森林経営計画の対象森林であって当該計画の計画期間内において間伐を実施しようとする森林（ただし、計画期間内の間伐実施について書面により合意が得られるものに限り、当該計画の計画期間内に間伐を実施するものとして経営委託の交付金の交付を受けた森林を除く。）をいう。
- ④ （イ）を適用する森林とは、居住地と対象森林の所在する市町村とが異なっており、かつ居住地が対象森林内に所有する森林からおおむね60km 以上離れている又は一般乗合旅客自動車等によりおおむね2時間以上を要する森林をいう。
- ⑤ ①から③において実施要領の規定に基づき当該交付金が返還された森林については、当該交付金は交付されなかったものとみなす。

2 「森林境界の明確化」

(1) 交付額

交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。

(2) 積算基礎森林

積算基礎森林の面積は、別表1の対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村森林所有者の立会や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。ただし、森林境界案の作成に取り組む森林を除く。

(3) 交付単価

交付単価は、次の（ア）から（オ）までの類別ごとに定める額を上限とする。

（ア）地上法（簡易な測量）による森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

地域活動の対象とする 積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの 交付単価	② 県の1ヘクタール当たりの 交付単価	③ 市町村の1ヘクタール当たり の交付単価
地上法（簡易な測量）で森林境界 の測量を行った森林	31,000円	15,500円	15,500円

(イ) 地上法（精度の高い測量：性能の高い機器を用いて森林境界の測量及び基準点等と結合する測量）による森林境界の明確化の地域活動に係るの交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

地域活動の対象とする 積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの 交付単価	② 県の1ヘクタール当たりの 交付単価	③ 市町村の1ヘクタール当たり の交付単価
地上法（性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合させる測量）で森林境界の測量を行った森林	40,000円	20,000円	20,000円

(ウ) 航測法（リモセンデータを活用した森林境界の測量）による森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

地域活動の対象とする 積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの 交付単価	② 県の1ヘクタール当たりの 交付単価	③ 市町村の1ヘクタール当たり の交付単価
航測法（リモセンデータを活用した境界の測量）で森林境界の測量を行った森林	43,000円	21,500円	21,500円

(エ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に（ア）、（イ）及び（ウ）に加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの 交付単価	② 県の1ヘクタール当たりの 交付単価	③ 市町村の1ヘクタール当たり の交付単価
合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林	8,000円	4,000円	4,000円

(オ) 森林境界案の作成の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

地域活動の対象とする 積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの 交付単価	② 県の1ヘクタール当たりの 交付単価	③ 市町村の1ヘクタール当たり の交付単価
森林境界案の作成を行った森林	28,000円	14,000円	14,000円

(4) 交付単価の適用

- ① （イ）の対象は、境界を確定した任意の測点と基準点等を結合させ、かつ性能の高い測量機器により行われる測量に基づき境界を明確化する森林をいう。

- ② (ウ)の対象は、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他必要な情報を収集・分析し、境界を確定(書面により合意形成を行っていること。)する森林をいう。
- ③ (エ)の対象は、「森林経営計画作成促進」の不在村所有者加算に準じる。
- ④ 「森林経営計画作成促進」の不在村所有者加算を適用する森林は、(エ)は適用しないこととする。
- ⑤ (オ)の対象は、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報を収集・分析を行い、境界推測図の作成及び地元精通者(第三者)の確認を行う森林をいう。

3 「森林所有者の探索」

(1) 交付額

交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。

(2) 積算基礎森林

積算基礎森林の面積は、別表1の対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

(3) 交付単価

交付単価は、次の表に定める額を上限とする(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり)。

地域活動の対象とする 積算基礎森林	① 国の1ヘクタール当たりの 交付単価	② 県の1ヘクタール当たりの 交付単価	③ 市町村の1ヘクタール当たり の交付単価
森林所有者の探索を行った森林	3,000円	1,500円	1,500円

4 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」

(1) 交付額

交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。

(2) 積算基礎森林

積算基礎森林の面積は、「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の対象森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森林とした森林の面積とする。

(3) 交付単価

交付単価は、次の表に定める額を上限とする(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり)。

地域活動の対象とする 積算基礎森林	④ 国の1ヘクタール当たりの 交付単価	⑤ 県の1ヘクタール当たりの 交付単価	⑥ 市町村の1ヘクタール当たり の交付単価
森林経営計画作成・森林境界の明 確化に向けた条件整備を行った 森林	26,000円	13,000円	13,000円

別表 3

森林整備地域活動支援対策交付金推進事務

メニュー	事業内容	事業実施主体	交付対象経費等		重要な変更
			交付対象経費	交付金の額	
(1) 推進等	(a) 地域説明会の開催：別表 1 から別表 2 までの交付金の概要及び協定の締結に必要な事項について、森林所有者等を対象に説明会を実施する。 (b) 協定の作成指導：協定の締結が円滑に行われるよう、森林所有者等を対象に協定の締結に必要な事務等について指導する。 (c) 現地指導、現地調査等交付金の交付の実施に必要な事務。	市町村	実施要領別記 2 の 2 に記載された経費。	別表 1 のメニューを実施するのに要した交付金の合計額に 2 % を乗じた額（県及び市町村で要する経費の合計）を基準とし、各年度の交付金の交付実績、説明会の開催回数や確認事務の実施量等を勘案し調整した額とする。	以下のいずれかに該当する場合 (ア) メニューごとの交付金の額の増 (イ) メニューごとの交付金の額の 3 割以上の減
(2) 確認事務	交付金の交付に当たっては、別表 1 の (1) から (3) の対象行為の実施結果については、次の (a) により確認し、別表 1 の (4) の対象行為の実施結果については、次の (a) から (c) により確認する。 (a) 書類審査：書類審査は、対象行為の実施結果、実施状況及び対象行為に要した経費を確認するための書類等に基づき、対象行為が確実に実施されていることを確認する。 (b) 現地確認計画の策定等：現地確認計画の策定等については、以下のとおり行う。 i 現地確認計画の策定：市町村は、対象行為の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について具体的な計画を策定する。 ii 確認野帳の作成：市町村は、現地確認を円滑に実施するため、対象行為の現地確認に必要な事項を記載した確認野帳（実施要領別紙様式第 1）を作成する。 iii 標示票の作成及び標示票の配布：市町村は、現地確認を円滑に実施するため、標示票（実施要領別紙様式第 2）を作成し、事前に該当する交付対象者に配布する（交付対象者の立会により現地確認を実施する場合は省略することができる。）。 (c) 現地確認：現地確認は、以下のとおり行う。 i 交付対象者への通知書の送付 (i) 市町村は、現地確認の実施に当たって、現				

	地確認の日時、確認の方法等について、交付対象者にあらかじめ通知書（実施要領別紙様式第3）により連絡する。 （ii）交付対象者は、現地確認日前に、標示票に必要な事項を記入の上、現地に標示票を掲示するものとする。 ii 現地確認の方法 （i）現地確認は、協定ごとに、掲示された標示票に基づいて、所要の事項を確認するとともに、現地において対象行為の実施状況の確認を行うものとする。 （ii）現地確認に当たっては、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断される場合は、交付対象者の立会を求めることができる。 （iii）現地確認者は、交付対象者が現地確認内容を認知できるように、掲示された標示票に現地確認日、確認野帳に交付の適否等を記入する。				
（3）交付事務	市町村は、交付対象者（交付金を代理により受領する者がいる場合にあっては、その者）への交付額等を記載した支払調書（実施要領別紙様式第4）を作成する。				

※1 交付金の額の合計については、千円未満を切り捨てるものとする。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

番 号
年 月 日

所長 あて

市町村長

年度森林整備地域活動支援対策交付金事業概要書について

年度において実施する森林整備地域活動支援対策交付金事業の概要は別紙のとおりです。

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、m、円)

メニュー	細メニュー 区分	協定締結数	積算基礎森 林面積	測量延長	交付金の計 A(B+E)	交付金の内訳			
						県交付金合計額 B(C+D)		市町村費 (E)	
						国費(C)	県費(D)		
森林経営 計画作成 促進	経営委託		[] ()						
	共同計画等	()	[] ()						
	間伐促進	()	[] ()						
	計	()	[] ()						
森林境界 の明確化	地上法（簡 易な測量）	()	[]						
	地上法（精 度の高い測 量）	()	[]						
	航測法（リ モセンデー タ活用）	()	[]						
	森林境界案 の作成	()							
	計	()							
森林所有 者の探索	森林所有者 の探索	()							
森林経営 計画作成	森林経営計 画作成促進	()							
・森林境 界の明確 化に向け た条件整 備	森林境界 の明確化	()							
	計	()							
合 計									

注：1 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入し、「測量延長」は、原則整数止めとするが、「1 m」未満となる場合等の小数点以下の記載が必要な場合においては、小数点第3位以内を記入する。

2 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、別表2の1の(2)の②に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上

段 () 書内数で、別表 2 の 1 の(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 [] 書内数で記載する。

3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、別表 2 の 2 の(エ)の表に定める交付単価の加算が適用される面積が含まれる場合は、その面積を上段 [] 書内数で記載する。

4 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記入する。なお、複数のメニューを含む協定は、「細メニュー区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは () 内に記載する。

2. 交付対象者毎の積算基礎森林面積及び交付額

交付対象者名		(単位：h a、m、円)						
メニュー	細メニュー区分	積算基礎森林面積	測量延長	交付額 A(B+E)	交付額内訳			
					県交付金合計額 B(C+D)		市町村費 (E)	
						国費(C)	県費(D)	
森林経営計画 作成促進	経営委託	[] ()						
	共同計画等	[] ()						
	間伐促進	[] ()						
	計	[] ()						
森林境界の明 確化	地上法（簡 易な測量）	()	[]					
	地上法（精 度の高い測 量）	()	[]					
	航測法（リ モセンデー タ活用）	()	[]					
	森林境界案 の作成							
	計							
森林所有者の 探索	森林所有者 の探索							
森林経営計画 作成・森林境 界の明確化に 向けた条件整 備	森林経営計 画作成促進							
	森林境界の 明確化							
	計							
合 計								

- 注：1 本表は、交付対象者がいる場合に記載する。
- 2 「積算基礎森林面積」の記載は、「1. 積算基礎森林面積及び交付額」に準じる。
- 3 交付対象者が複数いる場合は、表を追加する。
- 4 交付金の額の算定は、細メニュー区分ごとに交付金の各内訳（C、D、E）別に千円未満で切り捨てること。
- 5 交付対象者が市町村の場合、交付金の内訳の市町村費（E）は記載不要とする。

番 号
年 月 日

市町村長 あて

所 長 印

年度森林整備地域活動支援対策交付金の内示について

下記のとおり内示するので、群馬県森林整備地域活動支援対策交付金交付要綱第 6 条の規定により、
年 月 日までに交付金交付申請書を提出してください。

記

交付金の内示額		
内訳	森林経営計画作成促進	
	森林境界の明確化	
	森林所有者の探索	
	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	
	推進事務	

番 号
年 月 日

所長 あて

市町村長

年度森林整備地域活動支援対策交付金交付申請書

年度において下記のとおり森林整備地域活動支援対策交付金事業（森林整備地域活動支援対策交付金推進事務）を実施したいので、群馬県森林整備地域活動支援対策交付金交付要綱第7条の規定により、交付金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業計画等

（別添1）森林整備地域活動支援対策交付金事業実施計画書
実施要領別紙様式第5の森林整備地域活動支援対策交付金
推進事務実施計画書

3 事業完了予定年月日

年 月 日

(別添 1)

森林整備地域活動支援対策交付金事業実施計画書

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、m、円)

メニュー	細メニュー 区分	協定締結数	積算基礎森 林面積	測量延長	交付金の計 A (B+E)	交付金の内訳			
						県交付金合計額 B (C+D)		市町村費 (E)	
						国費 (C)	県費 (D)		
森林経営 計画作成 促進	経営委託		[] ()						
	共同計画等	()	[] ()						
	間伐促進	()	[] ()						
	計	()	[] ()						
森林境界 の明確化	地上法（簡 易な測量）	()	[]						
	地上法（精 度の高い測 量）	()	[]						
	航測法（リ モセンデー タ活用）	()	[]						
	森林境界案 の作成	()							
	計	()							
森林所有 者の探索	森林所有者 の探索	()							
森林経営 計画作成 ・森林境 界の明確 化に向け た条件整 備	森林経営計 画作成促進	()							
	森林境界 の明確化	()							
	計	()							
合 計									

注：1 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入し、「測量延長」は、原則整数止めとするが、「1m」未満となる場合等の小数点以下の記載が必要な場合においては、小数点第3位以内を記入する。

- 2 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、別表2の1の(2)の②に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段()書内数で、別表2の1の(イ)の表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段[]書内数で記載する。
- 3 別表2の2の(エ)の表に定める交付単価の加算が適用される面積が含まれる場合は、その面積を上段[]書内数で記載する。
- 4 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記入する。なお、複数のメニューを含む協定は、「細メニュー区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは()内に記載する。

2. 協定締結者毎の積算基礎森林面積及び交付額

交付対象者名		(単位：ha、m、円)						
メニュー	細メニュー区分	積算基礎森林面積	測量延長	交付金の計 A(B+E)	交付金の内訳			
					県交付金合計額 B(C+D)		市町村費(E)	
						国費(C)	県費(D)	
森林経営計画作成促進	経営委託	[] ()						
	共同計画等	[] ()						
	間伐促進	[] ()						
	計	[] ()						
森林境界の明確化	地上法（簡易な測量）	()	[]					
	地上法（精度の高い測量）	()	[]					
	航測法（リモセンデータ活用）	()	[]					
	森林境界案の作成							
	計							
森林所有者の探索	森林所有者の探索							
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進							
	森林境界の明確化							
	計							
合 計								

- 注：1 「積算基礎森林面積」の記載は、「1. 積算基礎森林面積及び交付額」に準じる。
- 2 協定締結者が複数いる場合は、表を追加する。
- 3 交付金の額の算定は、細メニュー区分ごとに交付金の各内訳（C、D、E）別に千円未満で切り捨てること。
- 4 交付対象者が市町村の場合、交付金の内訳の市町村費（E）は記載不要とする。

3. 経費の配分

（単位：円）

国費	都道府県費	市町村費	計

注：「計」欄の額は、上記1「交付金の計」欄の金額の合計と一致させる。

別記様式第4号（第8条関係）

群馬県指令 第 号

市 町 村

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度森林整備地域活動支援対策交付金については、群馬県補助金等に関する規則第5条の規定により下記の条件を付け交付決定します。

年 月 日

所長 印

記

- 1 交付対象者は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）、群馬県森林整備地域活動支援対策交付金交付要綱（平成14年7月17日付け林第420-3号、以下「要綱」という。）の規定に基づき実施しなければならない。
- 2 交付金交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度森林整備地域活動支援対策交付金事業等とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 3 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりとする。
ただし、事業の内容が変更された場合における、事業に要する経費及び交付金の額については、別に指令するところによるものとする。

事業に要する経費	円
交付金の額	円
- 4 交付金の額の確定は、事業に要した実支出額に要綱別表1及び別表3の交付金の額により算出して得た額と交付金交付決定額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。
- 5 事業は、年 月 日までに完了すること。
- 6 この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えかつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 7 交付条件に違反した場合は、交付金の交付決定の全部又は、一部を取り消すことがある。

番 号
年 月 日

所長 あて

市町村長

年度森林整備地域活動支援対策交付金変更（廃止又は中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度森林整備地域活動支援対策交付金事業（及び 年度森林整備地域活動支援対策交付金推進事務）について、下記のとおり変更（廃止又は中止）し〔交付金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、群馬県森林整備地域活動支援対策交付金交付要綱第 11 条の規定によりその承認を申請する。

注：金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

- 1 変更（廃止又は中止）の理由
- 2 変更の内容（中止期間又は廃止の時期）

注：記載事項については、別記様式第 3 号の 2 事業計画等に準ずる。

交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号（第12条関係）

群馬県指令 第 号

市 町 村

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった、 年度森
林整備地域活動支援対策交付金変更承認申請については、これを承認し、 年
月 日付け群馬県指令 第 号による交付決定を下記のように変更する。

年 月 日

所長 印

記

1 変更の対象となった事業の内容は、当該変更申請書記載のとおりとし、その他
については、 年 月 日付け群馬県指令 第 号による交付
決定のとおりとする。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりとする。

事業に要する経費	円
交付金の額	円

3 事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額は
当該変更交付申請書記載のとおりとする。

番 号
年 月 日

部長 あて

所長

年度森林整備地域活動支援対策交付金事業等の変更について（協議）

このことについて、 年 月 日付け 第 号で交付金の内定があった森林整備地域活動支援対策交付金について、下記のとおり変更の必要が生じたので協議します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（単位：h a、円）

市町村	メニュー	協定数	積算基礎 森林面積	内定額	増減額
					—

注：1 市町村毎に記入する。

2 上段に変更前、下段に変更後の数値を記入する。

3 メニューは「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」、「森林所有者の探索」、「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」、「推進事務」を記入する。

4 面積は小数点以下第2位まで記入する。

別記様式第8号（第16条関係）

事業確認復命書

年 月 日

所長 様

確認者職・氏名：

年度森林整備地域活動支援対策交付金事業等の実績について、下記のとおり確認しました。

記

1. 事業概要

事業名		年度森林整備地域活動支援対策交付金	
事業主体			
事業内容	区分	事業に要する経費	交付決定額
	交付金事業	円	円
	推進事務	円	円
	計	円	円
交付金交付決定 指令番号・年月日		群馬県指令 第 号 年 月 日	

2. 確認内容

実績事業費	負担区分	
	県交付金	市町村費
円	円	円

区分	内容
交付金事業	
推進事務	
事業完了年月日	年 月 日
履行確認年月日	年 月 日
所見	

別記様式第9号（第16条関係）

群馬県指令 第 号

市 町 村

年 月 日付け 第 号をもって提出された 年度森林整備地域活動支援対策交付金実績報告書に基づき、 年 月 日付け群馬県指令 第 号の交付決定による交付金の額は、群馬県補助金等に関する規則第7条の規定により金 円に確定する。

年 月 日

所長 印

番 号
年 月 日

部長 あて

所 長

年度森林整備地域活動支援対策交付金事業等の完了について

このことについて、下記のとおり完了したので報告します。

記

市町村名	区 分	対象経費	交付金の額	事業完了年月日
	交付金事業			
	推進事務			
計				

注：1 区分欄は「交付金事業」、「推進事務」を記入する。
2 群馬県森林整備地域活動支援対策交付金交付要綱第 15 条に規定する実績報告書（写）を添付する。

番 号
年 月 日

所長 あて

市町村長 印

年度森林整備地域活動支援対策交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度森林整備地域活動支援対策交付金について、群馬県森林整備地域活動支援対策交付金交付要綱第 17 条の規定により、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく申請します。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払の内容

年 月 日現在										
区分	事業に要する 経費	交付金の 交付決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残高 (A-B-C)		事業完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 まで予定 出来高	金額	3月31日 まで予定 出来高		
森林整備地域 活動支援対策 交付金事業	円	円	円	%	円	%	円	%		
森林整備地域 活動支援対策 交付金推進事務										
計										

- 3 添付様式
口座情報報告書（別添様式 1）

番 号
年 月 日

所長 あて

市町村長

森林整備地域活動支援対策交付金の返還について

このことについて、下記のとおり交付金を返還させたので、群馬県森林整備地域活動支援対策交付金交付要綱第 22 条の規定により、報告します。

記

1 交付金の返還（一部返還）となった実施協定の概要

協定名	締結 年度	代表者 氏名	協定対象 面積(ha)	積算基礎 森林面積(ha)	交付金 の額(円)

2 上記 1 のうち返還となった交付金の概要

返還者氏名	積算基礎 森林面積 (ha)	返還金額 (円)	内 訳 (円)		
			国 費	県 費	市町村費

3 返還理由及び経緯

注：関係する実施協定書（写）を添付すること。

別記様式第 13 号（第 22 条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 あて

所 長 印

森林整備地域活動支援対策交付金の返還について

年 月 日付け 第 号により報告のあったことについては、適
当な措置と認められるので、下記により交付金を返還してください。

記

1 交付金の返還となる実施協定名

2 返還額等

（1）返還対象積算基礎森林面積

（2）交付金返還額

3 返還方法

納入通知書により所定の期限までに納付してください。

別記様式第 14 号（第 23 条関係）

誓約書

年 月 日

市町村長 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名

〇〇〇〇（交付対象者）は、交付金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令への違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

指名停止の措置に関する申立書

番 号
年 月 日

交付対象事業者あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、群馬県及び国の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注） 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

市町村長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を市町村長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- <下請や間接補助が想定される場合は以下の項目を追加>
- 2 1 (1) から (8) までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方（間接補助事業者）にしません。
- 3 下請契約等の相手方（間接補助事業者）が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除（間接補助事業に係る交付決定を取り消）します。
- 4 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方（間接補助事業者）が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、〔契約等担当者名〕に報告し、警察に通報します。

別添様式 1

口座情報報告書

金融機関名	
本・支店名	
口座の種類	
口座番号	
口座名義	
口座名義フリガナ	

(実施要領別記1)

対象行為の実施状況の確認について

対象行為に係る確認方法は、次に掲げるとおりとする。

対 象 行 為	確 認 方 法
森林経営計画作成促進	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書で確認
森林境界の明確化	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
森林所有者の探索	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	(現地検査) 路盤補強、排水施設や土留の設置などの改良活動状況等の現地確認 (書類審査) 対象行為の実施状況の報告書で確認

(実施要領別記2)

推進事務の対象となる経費について

1 都道府県推進事務

区 分	内 容
人 件 費	会計年度任用職員人件費
賃 金	臨時雇用賃金
印 刷 費	資料等印刷費
会 議 費	茶菓等購入費、会場借料等
旅 費	指導・調査旅費、連絡旅費
連 絡 費	郵送料等
消 耗 品 費	消耗品購入費

2 市町村推進事務

区 分	内 容
人 件 費	会計年度任用職員人件費
賃 金	臨時雇用賃金
委 託 費	現地確認等補助作業及び地域説明会委託費
印 刷 費	資料等印刷費
会 議 費	茶菓等購入費、会場借料等
旅 費	指導・調査旅費、連絡旅費
連 絡 費	郵送料等
賃 借 料	自動車、パソコン等賃借料
消 耗 品 費	消耗品購入費

(実施要領別記様式第 1 号ー 1)

「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ ※の記載に該当しない場合は、「該当しない ☐」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

	チェック	環境関係法令の遵守等
①	☐	みどりの食料システム戦略の理解
②	☐	関係法令の遵守
③	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

	チェック	適正な施肥
④	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管
⑤	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	適正な防除
⑥	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管
⑦	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	エネルギーの節減
⑧	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	悪臭及び害虫の発生防止
⑨	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑩	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑪	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	生物多様性への悪影響の防止
⑫	☐	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。

(実施要領別記様式第1号-2)

「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・※の記載に該当しない場合は、「該当しない ☐」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

	チェック	環境関係法令の遵守等
①	☐	みどりの食料システム戦略の理解
②	☐	関係法令の遵守
③	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

	チェック	エネルギーの節減
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
⑥	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	悪臭及び害虫の発生防止
⑦	☐	※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	資源の再利用を検討

	チェック	生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	☐	※ 特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

(実施要領別紙様式第1)

対象行為の確認野帳

対象森林の所在場所、林班又は森林経営計画の認定番号

上記森林に係る対象行為について、別紙のとおり確認しました。

現地確認日 令和 年 月 日

現地確認者

現地立会者

森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

番号	交付対象者の氏名	林小班名又は地番	適否	備考
			適・否	
			適・否	
			適・否	
			適・否	
			適・否	
			適・否	

(注) 「適否」が否の場合は、備考欄にその理由を簡潔に記す。

(実施要領別紙様式第2)

令和 年度 森林整備地域活動支援対策対象森林 標示票			
林小班又は地番		実施日	令和 年 月 日
対象行為			
現地確認 令和 年 月 日 現地確認者 現地立会者			

(実施要領別紙様式第3)

番 号
年 月 日

交付対象者（協定の代表者） 殿

市 町 村 長

森林整備地域活動支援対策現地調査及び現地確認事前通知書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2の2の1の規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援対策対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示してください。

（なお、当該確認に際しては、立会い方お願いします。）

注：（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会いを必要とする場合に付すこと。

記

1 現地確認の日時

令和 年 月 日 時

2 現地確認者

3 現地確認場所

区分	林小班又は地番	備考
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備		

注：「備考」欄には、該当対象行為を行った交付対象者の氏名を記入する。

4 現地確認の方法

現地確認者が、現場に掲示された標示票により、協定の対象森林を確認し、現場において、対象行為の実施状況の報告に基づき報告された対象行為が実施されているかの確認を行います。なお、現場にて確認した内容は、確認野帳に記録し保存します。

(実施要領別紙様式第4)

交 付 金 支 払 調 書

1 交付金交付日

2 「森林経営計画作成促進」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
ha

(2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交付額	振込先	摘要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、
「摘要」欄 にその旨を記入する。

3 「森林境界の明確化」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
ha

(2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交付額	振込先	摘要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、
「摘要」欄 にその旨を記入する。

4 「森林所有者の探索」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
ha

(2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交付額	振込先	摘要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、
「摘要」欄 にその旨を記入する。

5 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
ha

(2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交付額	振込先	摘要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、
「摘要」欄 にその旨を記入する。

(実施要領別紙様式第 5)

番 号
年 月 日

所長 あて

市 町 村 長

令和 年度森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）別表 2 の 2 の 1 の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

(別 紙)

森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書
(市町村推進事務分)

1. 森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画（実績）の概要
別表記載のとおり。

2. 推進計画

地域説明会の開催計画

開催時期	説 明 内 容	備 考

3. 確認計画

(1) 書類審査計画

① 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審査件数	備考

② 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

③ 「森林所有者の探索」に係るもの

協定数	審査件数	備考

④ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	審査	協定締結者数	審査件数	備考

(2) 現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

(注) 1 確認の時期は、「○月末」等と記入する。

2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。

3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4. 交付計画

(1) 「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(2) 「森林境界の明確化」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(3) 「森林所有者の探索」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(4) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(別表)

実施計画概要

事業 実施 主体	区分	事業 の内容	実 施 量	単価	推進事 業費	負担区分			備考
						国費	都道府 県費	市町村 費	
	<u>市町村 推進事 務</u>								

(注) 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

(実施要領別紙様式第 6)

年 月 日

市 町 村 長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）別表 2 の 2 の 1 の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書
- 2 同意書の写し（又は同意を確認出来る書類）
- 3 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 4 情報の収集活動結果（現況調査等をしたもの）

(実施要領別紙様式第7)

年 月 日

市 町 村 長 様

交付対象者（協定の代表者）

施業等の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2の2の1の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書
- 2 森林経営計画認定書の写し
- 3 経営委託による施業等の実績（森林整備事業補助金申請書の写し）
- 4 その他（現況調査資料等）

- (注) 1 1及び2の計画内容の変更（未達成）及び実施状況が、「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。
- 2 1及び3の施業内容の変更（未達成）及び実施状況が、「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。

「森林経営計画作成促進」実施状況報告書

1 実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 積算基礎森林面積

（１）森林経営計画の合意形成が図られた森林一覧

ア 経営委託

森林の 所在地	所有者名	面積	加算措置	森林経営計画の策定 予定時期	備考
計					

イ 共同計画等

森林の 所在地	所有者名	面積	加算措置	森林経営計画の策定 予定時期	備考
計					

ウ 間伐促進

森林の 所在地	所有者名	面積	加算措置	間伐予定時期	備考
計					

(2) 成果を提供する森林

森林の 所在地	所有者名	面積	加算措置	備考
計				

- (注) 1 「成果を提供する森林」とは、実施要領別表2の2の1の
(2)の③のアの(ア)のbの(b)に規定されている森林
- 2 「加算措置」とは、実施要領別表2の2の1の(2)の③のア
の(イ)のbに定める交付単価の加算を適用した森林面積
- 3 「(2) 成果を提供する森林」の備考欄には、森林経営計画を作成
することの合意が得られなかった理由について簡潔に記載すること

4 実行経費内訳報告書

区分	金額(円)	備考
合計		

(注) 「区分」欄には、別紙1の5の(1)に基づき記載すること。

5 対象森林位置図

No

	対象森林
	計画作成の合意形成 が図られた森林
	成果を提供する森林
	間伐を実施する森林
	不在村森林所有者に係る合 意形成が行われた森林

6 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

(注) 1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。

2 「対象行為の具体的内容」には、「情報の収集」、「森林所有者との打合せ」等を記載してください。

7 地域活動状況写真整理帳

活動番号	日付	
活動内容		

(注) 写真整理帳は、必要に応じて適宜追加すること。

(実施要領別紙様式第8)

年 月 日

市 町 村 長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林境界の明確化）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2の2の1の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林境界の明確化」実施状況報告書
- 2 同意書の写し（又は同意を確認できる書類）
- 3 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 4 測量成果（電子データ等）

「森林境界の明確化」実施状況報告書

1 実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積（ha）				加算措置	備考
			<u>地上法</u> <u>（簡易な</u> <u>測量）</u>	<u>地上法</u> <u>（精度の</u> <u>高い測</u> <u>量）</u>	<u>航測法</u>	森林境界案の作成	不在村	

（注） 「地上法（簡易な測量）」とは、実施要領別表2の2の1の（2）の③のイの（イ）のaに定める交付単価を適用した森林面積、「地上法（精度の高い測量）」とは、実施要領別表2の2の1の（2）の③のイの（イ）のbに定める交付単価を適用した森林面積、「航測法」とは、実施要領別表2の2の1の（2）の③のイの（イ）のcに定める交付単価を適用した森林面積、「不在村」とは、実施要領別表2の2の1の（2）の③のイの（イ）のdに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「森林境界案の作成」とは、実施要領別表2の2の1の（2）の③のイの（イ）のeに定める交付単価を適用した森林面積

4 実行経費内訳報告書

区分	金額（円）	備考
合計		

（注） 「区分」欄には、別紙1の5の（1）に基づき記載すること。

5 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

(注) 1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。

2 「対象行為の具体的内容」には、「簡易な測量」、「精度の高い測量」、「航測法」、「森林境界案の作成」等を記載してください。

6 対象行為実施箇所位置図

No

(注) 対象行為の実施箇所を記入。実施箇所については、別途、成果を記した図面を添付する。

7 地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	

--

(注) 写真整理帳は、必要に応じて適宜追加すること。

(実施要領別紙様式第 9)

年 月 日

市 町 村 長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林所有者の探索）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）別表 2 の 2 の 1 の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林所有者の探索」実施状況報告書
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 3 探索で収集した資料の写し等

「森林所有者の探索」実施状況報告書

1 実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 積算基礎森林面積

番号	森林の 所在地	所有者名	面積 (ha)	確認資料	確知の状況	備考

（注） 1 「所有者名」欄は確認後の氏名を記入してください。

2 「確認資料」欄には、探索として収集した資料「戸籍」「住民票」「課税台帳」を記載してください。

3 「確知の状況」欄には、確知した場合は「確知」、確知しなかった場合は「不明」と記入してください。

4 実行経費内訳報告書

区分	金額（円）	備考
合計		

（注） 「区分」欄には、別紙1の5の（1）に基づき記載すること。

5 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

(注) 1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。

2 「対象行為の具体的内容」には、「DMによる確認」、「所在地へ訪問」等、活動内容を記載してください。

6 対象森林位置図

No

	対象森林
	所有者が確知した箇所
	所有者が確知できなかった箇所

(実施要領別紙様式第 10)

年 月 日

市 町 村 長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（条件整備）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）別表 2 の 2 の 1 の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況報告書
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し

「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況報告書

1 実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

（注） 1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。

2 「対象行為の具体的内容」には、「簡易な側溝の設置」、「路盤補強」等を記載してください。

4 実行経費内訳報告書

区分	金額（円）	備考
合計		

（注） 「区分」欄には、別紙1の5の（1）に基づき記載すること。

(実施要領別紙様式 11)

番 号
年 月 日

群馬県知事 あて

市 町 村 長

森林整備地域活動支援対策実績報告書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）別表 2 の 2 の 1 の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：ha、円)

区 分		積算基礎森林面積 (ha)		交付額 (円)	うち国費 (円)
森林経営 計画作成 促進	経営委託	実施面積			
		合意が得られた面積			
		成果を提供した面積			
		うち不在村加算面積			
	共同計画等	実施面積			
		合意が得られた面積			
		成果を提供した面積			
		うち不在村加算面積			
	間伐促進	実施面積			
		合意が得られた面積			
		成果を提供した面積			
		うち不在村加算面積			
	計	実施面積			
		合意が得られた面積			
		成果を提供した面積			
		うち不在村加算面積			
森林境界 の明確化	森林境界の 測量	地上法（簡易な測量）面積			
		地上法（精度の高い測量）面積			
		航測法面積			
		うち不在村加算面積			
		森林境界案の確定面積			
	森林境界案 の作成	実施面積			
森林所有者の探索		実施面積			
森林経営 計画作成 ・森林境 界の明確 化に向けた 条件整備	森林経営計 画作成促進	実施面積			
	森林境界の 明確化	実施面積			
	計	実施面積			
合 計		実施面積			

(注) 1 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記載する。

2 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、実施要領別表2の2の1の(2)の③のアの(ア)のbの(a)及び(b)に規定する森林の面積の内訳を記載し、実施要領別表2の2の1の(2)の③のアの(イ)のbの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。

3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。

2. 推進事務における地域説明会の開催実績

開催時期	説 明 内 容	備 考

3. 確認実績

(1) 書類審査実績

ア 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

イ 「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

ウ 「森林所有者の探索」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

エ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審査件数	備 考

(2) 現地確認実績

確認の時期	確認体制	確認の方法	備 考

(注) 1 確認の時期は、「〇月末」等と記入する。

2 確認体制は、「職員〇班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。

3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4. 森林整備地域活動支援対策推進事務実施実績の概要

事業 実施 主体	区分	事業 の内容	実 施 量	単価	推進 事業 費	負担区分			備考
						国費	都道府 県費	市町村 費	
	市町村 推進事 務								

(注) 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

5. 支出別内訳

(単位：円)

都道府県費	市町村費	計

(注) 「都道府県費」欄には、国からの交付金により造成した資金からの取崩額を含む額を記載し、「計」欄の額は、上記1の「交付額」欄に記載した金額の合計並びに4の推進事務費欄の合計と一致させる